

宝塚市安倉地区における宝塚市立病院等への移動手段導入のための試験運行業務委託に
 関する公募型プロポーザル実施要領等に関する意見に対する回答

業務名 宝塚市安倉地区における宝塚市立病院等への移動手段導入のための試験運行業務委託

No	資料名称	ページ、項目	記述内容	質問内容	回答
1	一般的事項	—	道路運送法の考え方について	サウンディング型市場調査に参加した際、道路運送法の考え方について、地方自治体が事業主体となる許可不要モデルBでの企画をさせていただいていますが、今回も同様の企画を検討しています。宝塚市様の車両手配の考え方はどのようになりますでしょうか。	許可不要モデルB（「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」より）の車両の取扱いは「市町村が使用権原を有する車両」とされている。事業者所有の車両を使用する場合、使用貸借など、使用権原を市にすることで事業者の空き時間に輸送業務を行うことができる。（国確認済み） 本業務では、輸送資源を保有していることを前提としていることから、事業者所有の車両の使用権原を市にし、車両の管理は事業者で行うことを想定しています。